

サニナビ

北九州



北九州市保健所
東部生活衛生課
広域食品指導係 94-9
小倉北区西港町
TEL 093-583-2048
FAX 093-583-2044

今年も残すところあと僅かとなりました。今年も給食への異物混入が相次いだほか、加熱不十分な牛肉の喫食による死者が出る等、食品衛生の重要さを改めて感じる1年となりました。来年

も口頃の衛生管理を徹底し、安全で美味しい食品の提供をよろしくお願いいたします。



年末一斉取締りを実施中！

今年も年末一斉取締りを実施しています。これは**厚生労働省**と**消費者庁**からの通知による要請に基づき、**食品流通量が増加する年末**に全国で一斉に行われます。

厚生労働省は主に**食中毒を予防**する目的で、食品衛生法に基づき取締りを要請しているのに対し、消費者庁は食品表示法に基づくアレルギーや消費期限、遺伝子組み換え食品の表示方法等、**適切な食品表示の実施**に重点を置いた取締りを要請しています。

これらの要請に基づき、全国の保健所では、食品関連事業者に対し施設の立入りや食品等の収去検査を行っています。

【実施期間】

令和4年12月1日からの約1ヶ月間です。

【今年の重点監視対象施設】

- ① 大量調理施設
- ② 生食用又は加熱不十分な食肉を提供している施設
- ③ 鶏肉を飲食店営業者
に販売する施設（食
鳥処理業者、卸売業
者等）
- ④ 野生鳥獣肉（シビエ）の取扱施設
- ⑤ カキやフグをはじめとする魚介類及び加工品を製造、処理及び販売する施設



食品等の自主回収について



営業者自身が一定の理由で、自主的に製品の回収を行うことを自主回収といいます。令和3年6月に改正食品衛生法及び食品表示法が施行されたことにより、営業者は対象となる食品等の自主回収に着手し**義務化**されました。なお、場合によっては**回収命令等の行政処分**を受けることもあります。

【回収命令等】

営業者が食品衛生法や食品表示法等に違反する食品の製造や加工、販売等を行った場合、**食品衛生上の危害を発生させない**よう、厚生労働大臣や都道府県知事は、営業者に対して、それら違反食品の回収や、廃棄等をするよう**命じる**ことができます。これは行政処分に該当するため、回収の状況や廃棄等の結果について行政が関与し、営業者は**命令に従う義務**があります。

自主回収の報告対象や届出の方法については次の通りです。



【報告の対象】

食品衛生法に違反又は違反するおそれがある食品の自主回収は報告の対象になります。また、**アレルギーや消費期限、保存の方法等の安全性に関する表示の欠落**や**誤り**がある食品は食品表示法上の報告対象となります。

一方、食品衛生上の危害が発生するおそれがない、単なる商品の入れ間違いや品質に関する自主回収の情報は、健康被害に結びつく他の重要な情報を埋もれさせてしまつたため、**報告の対象外**となっています。

【届出方法】

届出は原則、**食品衛生申請等システム**を用いてオンラインで行うようになっております。公表された情報（自主回収されている食品名、回収理由、想定される健康被害の情報、問い合わせ先等）は、消費者を含め、**誰でも閲覧することが出来ます**。食品事業者の方は、他の事業者の回収情報（特に回収に至った理由）を参考にし対策を行うことで、自身の施設で同様の回収事例が発生するのを防ぐことができ、ひいては食品ロスを削減することにもつながりますので、ぜひ食品衛生申請等システムを活用してください。

*「食品衛生申請等システム」



サニナビのバックナンバー（2021年10月号）にも自主回収についての特集がありますので、そちらもご覧下さい。

食品関連事業者の方は、自主回収を行う可能性が出てきた際は、できるだけ早く**保健所に連絡**を取り、必要に応じて助言を受けながら、自主回収をスムーズに行うよう努めてください。

編集後記



今年もサニナビ北九州をご愛読いただきありがとうございます。寒い日が続いておりますので、体調には気を付けて、良い年をお迎えください。今月の写真は「子カピバラ」です。